

## 自民党・公明党連立政権の公約と実績

### 1 自民党・公明党連立政権の公約

#### 《自民党・公明党連立政権マニフェスト 2005年》

19年度以降も地方の意見を尊重しつつ、一般財源を確保のうえ、地方分権をさらに推進

#### 《自民党・参院選公約 2007年》

国と地方の役割分担の徹底した見直しにより、3年以内に「新地方分権一括法案」を提出する。地方分権改革の推進に応じて、地方の行政体制を整備する。また、国と地方の役割分担や国の関与のあり方を見直しに応じ、補助金、交付税、税源配分の見直しの一体的な検討を進める。

必要な交付税の総額を確保し、全国どの地域でも一定水準の行政サービスを提供するとともに、地域間・地方自治体間の財政力の格差を適切に調整する。また、法人二税を中心に税源が偏在するなど地方団体間で財政力に格差があることを踏まえ、地方の自立を促しその安定した財政基盤を構築する観点から、地方の税財源を一体的に検討していく。

道州制を国家戦略と位置づけ、人口減少、少子高齢化、国際競争の激化に対応する究極の構造改革として推進する。北海道特区を先行モデルとして、道州制の推進を図る。

#### 《麻生首相・総裁選公約 2008年》

それぞれの地域が活力を持ち、誇りを持って暮らせる国にします。「地域の元気」を応援するとともに、地方の生活を守る財源を確保します。

国の出先機関を地方に移し、二重行政をやめます。

地方自治体が自ら地域経営できるよう、権限と財源を渡します。地方の意見を尊重し、地方分権を進めます。その先に、道州制を目指します。

## 2 自民党・公明党連立政権の主な実績

### (1) 平成22年6月までの地方分権一括法案国会提出

- 内閣府特命担当大臣として、地方分権改革担当相を設置（総務相兼務）。政府に、総理を本部長とし、全閣僚を構成員とする「地方分権改革推進本部」を設置（本部は発足以来、7回会議を開催）。
- 地方分権改革推進委員会は、2次にわたる「勧告」と、数次にわたる「意見」「中間報告」を政府に提出。
- 第1次勧告を受け、政府は地方分権改革推進要綱（第1次）を決定（福田内閣・H20.6）
  - ・概ね、第1次勧告を受けた形になっているが、農地転用、福祉施設の基準の条例委任など、特に、地方が問題提起している項目については、一次勧告より後退したものも散見。
  - ・骨太方針08では、要綱に沿った改革が明記。（H20.6）
  - ・道路・河川の権限移譲については、分権委員会意見（H20.9）があったものの、その後、財源問題について具体案が提示されていない。
  - ・農地転用については、今国会の農地法改正により、事実上、第1次勧告が無視された。福祉施設の基準等については、義務付け・枠付けの見直しの重要項目として、現在、分権委員会で継続審議中。
- 第2次勧告を受け、与党内の反発が強いものの、政府として工程表を決定。（麻生内閣・H21.3）
  - ・具体的に統廃合する機関、国家公務員の削減人員等は工程表に明記されず。
  - ・政府内に人材調整準備本部が設置され、検討が開始（H21.6）
- 第3次勧告のスケジュール等は示されていない
  - ・税財政制度に関する論点整理を7月中旬に行う予定

## (2) 一般財源総額確保・地方を守る財源確保・財政力格差是正

### ①平成19年度地方財政対策（安倍内閣）

一般財源総額	59.2兆円	(対⑱比	+0.5兆円)
うち 地方税	40.4兆円	(対⑱比	+2.5兆円)
交付税	17.8兆円	(対⑱比	▲1.0兆円)

\* 臨財債含む

### ②平成20年度地方財政対策（福田内閣）

一般財源総額	59.8兆円	(対⑲比	+0.6兆円)
うち 地方税	40.4兆円	(対⑲比	+0.1兆円)
交付税	18.2兆円	(対⑲比	+0.4兆円)

\* 臨財債含む

法人事業税の一部国税化（地方譲与税化）による税源偏在是正措置を暫定措置として導入

### ③平成21年度地方財政対策（麻生内閣）

一般財源総額	59.1兆円	(対⑳比	▲0.8兆円)
ただし、水準超経費除き	57.8兆円	(対⑳	+0.4兆円)
うち 地方税	37.6兆円	(対⑳比	▲3.5兆円)
		、うち水準超相当	▲1.2兆円)
交付税	21.0兆円	(対⑳比	+2.7兆円)

\* 臨財債含む

経済対策として、多くの交付金を創設

## (3) 地方の意見を尊重

- 「国と地方の定期意見交換会」を、福田・麻生内閣のもと5回開催するが、形式的な会議にとどまっている。
- 直轄事業負担金に関する関係大臣との意見交換を開催し、情報開示がなされたが、抜本的な改革への道筋等は示されていない。

## (4) 道州制の推進

- 道州制ビジョン懇談会を設置。H20.3に中間報告。「地域主権型」を明記。
- 地方分権改革と、道州制の前後関係を明確化。

### 3 歴代政権の地方分権改革に対する所信

#### (1) 安倍内閣

##### ○総裁選公約「美しい国、日本」

道州制ビジョンの策定で、地方分権、行政スリム化を推進し、「民間主導の地方再生」を構築し「強い地方」を創出

##### ○全国知事会総裁選挙公開質問状回答

地方分権に向けた改革に終わりはありません。…「地方にできることは地方に」との方針の下、さらに一層地方分権を推進し、真の地方の自立と責任を確立するための取組を行っていきたいと考えています。  
(略) 新「地方分権推進法(仮称)」を含め、速やかに結論を得るべく検討を進めたい…地方の意見が十分尊重されるような方策を工夫したい…地方交付税については…安定的な財政運営ができるよう対応したい。

##### ○自公連立政権合意

都市と地方の格差を是正するとともに…地方分権推進法の新たな制定を行うとともに、税源移譲を伴う地方分権を断行し、道州制の実現に向けた制度設計についての検討を進める。

##### ○安倍首相所信表明

やる気のある地方が自由に独自の施策を展開し、「魅力ある地方」に生まれ変わるよう、必要となる体制の整備を含め、地方分権を進めます。

##### ○骨太方針 2007

- ・国と地方の関係を大胆に見直し「地方が主役の国づくり」を目指す。
- ・「新分権一括法案」を3年以内に国会に提出する。補助金、交付税、税源移譲を含む税源配分の見直しの一体的な改革、税源偏在を是正する方策について検討
- ・地方分権改革推進委員会で、役割分担、関与、地方税財政改革、出先機関見直しを検討

## (2) 福田内閣

### ○総裁選公約「希望と安心のくにづくり」

頑張る地方が自立できる税制・交付税を検討する。地域コミュニティの再生、振興を図る。

### ○全国知事会総裁選挙公開質問状回答

地方分権は不可避の方向性・・・意見交換を持つ事は重要であり、私もできる限り、そのような機会を持ちたい

(略) 地方の一般財源総額を、毎年安定的に確保できるような地方税、交付税の仕組みとする必要がある・・・税源移譲にあたっては、あわせて・・・税源の偏在是正にもしっかりと取り組む必要がある・・・国庫補助負担金、国の地方支分部局、国から地方への関与・義務づけなどを大胆に見直し、地方分権を進めていきます

### ○自公連立政権合意

地方と都市の格差を是正し、・・・必要な財源を確保しつつ、地方自治体間の財政力格差の是正に向け早急に対応する。また、地方分権を一層推進するため、国と地方の役割分担や国の関与のあり方の見直し等に徹底的に取り組む。

### ○福田首相所信表明

国と地方が定期的に意見交換を行うなど、地方の皆様の声に真剣に耳を傾け、・・・地方再生への構造改革を進めてまいります。

都会だけで国民生活が成り立つわけではありません。地方と都会がともに支え合う「共生」の考え方の下、地方が自ら考え、実行できる体制の整備に向け、地方自治体に対する一層の権限移譲を行うとともに、財政面からも地方が自立できるよう、地方税財政の改革に取り組みます。さらに、地方分権の総仕上げである道州制の実現に向け、検討を加速します。

### ○骨太方針 2008

- ・分権委員会の第1次勧告を受けた「要綱」に基づき取り組む。・・・新分権一括法案を平成21年度中できるだけ速やかに国会に提出する。
- ・政府として国の出先機関の抜本的な改革を実現するための計画を平成20年度内に策定。
- ・一般財源総額を確保。

### (3) 麻生内閣

#### ○総裁選公約「日本の底力」

地方生活を守る財源を確保します。(略) 国の出先機関を地方自治体に移し、二重行政をやめます。(略) 地方自治体が自ら地域経営できるよう、権限と財源を渡します。地方自治体の意見を尊重し、地方分権を進めます。その先に道州制を目指します。

#### ○全国知事会総裁選挙公開質問状回答

地域の経営は地域に任せ、国は国の仕事に専念すべき。第二期分権改革は、地方六団体の意向を尊重し、総理のリーダーシップで進めるべきと考えます。

(略) (方針については全知事会が示した) 全ての項目について賛成します (略) 住民生活を守るための地方交付税総額は確保してまいります。

#### ○自公連立政権合意

地域で実施する施策に必要な財源を確保し、地方独自で様々な活性化策を着実に実施・・・地方自治体間の財政力格差の是正に向けた取り組みを引き続き行うとともに、地方分権を一層推進するため、国と地方の役割分担や国の関与のあり方の見直し等に徹底的に取り組む。

国の出先機関を廃止・縮小し、行政の効率化を進める。

#### ○麻生首相所信表明

ここで目指すべきは、地域の活力を呼び覚ますことです。それぞれの地域が、誇りと活力を持つことが必要です。しかし、その処方箋は、地域によって一つずつ違うのが当たり前。中央で考えた一律の策は、むしろ有害ですらあります。だからこそ、知事や市町村長には、真の意味で地域の経営者となってもらわなければなりません。そのため、権限と責任を持てるようにします。それが、地方分権の意味するところ。進めるに際しては、霞が関の抵抗があるかもしれません。わたしが決断します。

国の出先機関の多くには、二重行政の無駄があります。国民の目も届きません。これを地方自治体に移します。最終的には、地域主権型道州制を目指すと申し上げておきます。

## ○骨太方針 2009

- ・ 地方分権改革推進委員会の勧告を踏まえ、地方分権改革を着実に推進。
- ・ 経済情勢を踏まえた地方財政計画の策定等を通じ、地方団体の安定的な財政運営に必要となる地方交付税等の一般財源総額を確保
- ・ 直轄事業について検討を行い、情報開示の充実等必要な措置を講ずる。
- ・ 地方分権改革の推進を図った上で、「道州制基本法」（仮称）の制定に向けて、内閣に「検討機関」を設置する。